

# 公益社団法人 小田原青色申告会

## 役員の報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人小田原青色申告会（以下「本会」という。）の定款第30条の規定に基づき、本会役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、関連法の規定に照らし妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 本会の役員は、無報酬とする。ただし、常勤役員には職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員に対する役員賞与及び退職手当は、支給しない。

### (報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤役員の報酬月額は、別表第1の「常勤役員俸給表」の通りとし、理事会の承認を得て会長が定める。

### (報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 本会は、役員がその職務の執行のために要する費用を弁償することができる。

2 前項に定める役員に弁償する費用の額は、別表第2の「役員に支給する費用等」に定める金額とする。

3 常勤役員に第4条に定める報酬を支給するときは、第1項に定める費用の弁償は行わないものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 (平成24年5月25日社員総会議決)

この規程は、本会が公益認定を受け、移行登記をした日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月21日から施行する。

【別表第1】常勤役員俸給表

役 職	報 酬 月 額
理 事	80万円までの範囲内

【別表第2】役員に支給する費用等

役 職	支 給 額
理事・監事	必要の都度、費用として一人一律5,000円